

地域再生のためのプロジェクトの応募に当たって(民間事業者等用)

第1 募集の対象

今回の募集においては、地方公共団体が立案する地域再生構想に加え、民間事業者等(個人を含む。)が企画する地域再生のためのプロジェクトを実現するために必要な支援措置を募集します。

提案を受け付けた後、各府省庁との調整を重点的かつ効率的に進めていくため、今回の検討については、「地域再生推進のための基本指針」の趣旨に沿ったものであって、次の条件をすべて満たすものを対象とすることとしますので、御留意ください。

(1) 地域再生のためのプロジェクトについて

- イ 具体的な実施事項が掲げられ、国による支援措置を受けることとなった場合には、その実現性が乏しくないこと。
- ロ 当該プロジェクトを実現することにより、地域経済の活性化と地域雇用の創出に具体的な効果があること。

(2) 地域再生のためのプロジェクトを実現するために必要な支援措置

- イ 地域再生のためのプロジェクトを実現するために必要な支援措置であり、当該プロジェクトとの関係が明らかにされていること(なお、行政サービスの民間開放等、権限移譲、施策の利便性の向上、各種施策の集中・連携等を除いた、本来、構造改革特区の提案募集で対応すべき事項については、構造改革特区によって対応することとします。また、構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)の別表1若しくは別表2又は構造改革特区の第三次提案に対する政府の対応方針について(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)の別表1若しくは別表2に記載されている事項については、今般の募集の対象外ですので、御留意ください。構造改革特区の第4次提案募集の際に提案されている事項については、今般、重ねて提案いただく必要はありません。)
- ロ 具体的な問題意識や具体的に改善等を求める措置の内容が明らかにされていること。

- ハ 地方公共団体が条例を制定したり、許認可を行うなど、地方公共団体に属している権限を行使することにより実現できるもの（当該地方公共団体が独自に行っている規制等を含む。）でないこと。
- ニ 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること（ただし、例えば補助金の利用条件等に係る要件緩和など利便性の向上に関わるものであれば可。）

第2 応募の方法

1 応募様式

様式（地域再生に係る支援措置提案書。エクセル形式）に御記入の上、御提出ください。御記入に当たっては、それぞれの記入要領を御参照ください。

なお、様式のエクセル形式の電子ファイルについては、社団法人日本経済団体連合会（<http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>）及び日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）のサイトからダウンロード可能です。

2 提出する資料

様式及び添付資料を地域再生のためのプロジェクトごとにクリップ止め（ホチキス止めは不可）した上で5部提出していただくとともに、様式については、必ず電子ファイル（エクセル形式）をMO又はFDにより御提出ください。また、プロジェクト等の内容をパワーポイント等のソフトを用いて分かりやすく図示した資料を積極的に作っていただきたいと思いますが、そのような資料を含めた添付資料の電子データについては、様式を収納したMO又はFDとは別のMO又はFDにより御提出ください。

なお、様式のファイルの保存の際には、「様式のファイル名の付け方のルールについて」（別紙2）を遵守していただきますようお願いいたします。

3 提出方法

平成16年1月15日(木)17時までに、郵送又は直接持込みにより、
下記の担当あて御提出ください(郵送の場合には、同日必着)。FAXや電子メールでの提出は受け付けませんので、あらかじめ御了承ください。

(担当)

内閣官房 地域再生推進室

大塚、小幡、村上(正泰)、黄地(おおち)

〒105 - 0001

東京都港区虎ノ門1-23-7 虎ノ門23森ビル6階

問い合わせは下記のメールアドレスまで

i.chiiki@cas.go.jp